

ネットの名誉棄損、最高裁決定がもたらす影響

藤倉 善郎 フリーライター、「日本ペンネット」代表

一般市民にマスコミと同等の「調査義務」を課す最高裁決定 公益目的の批判を封じる「嫌がらせ訴訟」助長につながるおそれも

インターネット上でラーメンチェーン店の運営会社に対して名誉を棄損したとして起訴されていた都内在住の会社員に対して、2010年3月15日、最高裁判所が上告を棄却する決定を下し、会社員の有罪(罰金30万円)が確定した。大手新聞は、これを「根拠のない中傷を行った被告人が有罪とされた」かのように報じた。しかし判決を読むと、会社員の行為をむしろ「事実無根の中傷」ではなかったとする内容になっている。ではなぜ、会社員は最高裁で有罪が確定してしまったのか。

ラーメンチェーンと右翼組織の関係

「平和神軍観察会事件」「橋爪事件」などと呼ばれる事件の被告人は、橋爪研吾氏。1999年から個人サイト内に右翼カルト集団「日本平和神軍」の情報を掲載し、後に単独のウェブサイト「平和神軍観察会・逝き逝きて平和神軍」を開設していた。日本平和神軍は、ニセ学位販売商法や宗教法人売買ビジネス、超能力教室も手がけていた黒須英治氏が総督を務め、軍服姿での行進や軍歌イベントなどでのパフォーマンスを行っていた。関係者の外国人差別発言や詩などが、90年代からパソコン通信のNIFTY-Serve内でも話題となっていた。この黒須氏は、全国展開するラーメンチェーン「花月」などを運営するグロービートジャパン社の会長も名乗っていたことから、橋爪氏は両者の関係やグロービート社のフランチャイズビジネスの問題点を指摘していた。これに対してグロービート社が、名誉棄損や営業妨害を理由として2002年に刑事告訴、2003年に民事提訴したという事件である。

民事訴訟は2005年に東京高裁が、橋爪氏に対して77万円の賠償を命じる判決を下し、最高裁が上告を棄却したため確定。ところが遅れてスタートした刑事訴訟では、黒須英治氏の息子であるグロービート社社長の証言によって、黒須英治氏がグロービート社の株式を51%保有し、なおかつ報酬名目で年間数千万円をグロービート社から受け取っていたなど、両者の密接な関係を示す新事実が明らかになった。

無罪判決から一転、有罪判決へ

2008年に東京地裁は、橋爪氏に無罪を言い渡す。ここで名誉棄損訴訟における画期的な“新基準”が示された。

名誉棄損とは公の場で他者の名誉を棄損することだが、刑法と判例によって「違法性阻却事由」が設けられている。①公共性(公共の利害にかかわる表現であること)、②公益目的(公共の利益を目的とした表現であること)、③真実性(その表現が真実であるとの証明があること)または真実相当性(その表現が真実であると信じるに足る相当な理由があること)で、3要件すべてを満たせば、名誉を棄損しても違法とはされない。

しかしこの基準は、現実的にはマスコミの取材・報道を想定していると言われる。これに対して橋爪事件における地裁判決は、「インターネットの個人利用者として要求される水準の事実確認を行っていた」として、初めてネットの個人表現者に関する判断基準を示した。

同判決は、橋爪氏の表現について①公共性と②公益目的を認定し、③を認めなかった。橋爪氏はグロービート社と日本平和神軍に一体性があると主張していた

が、判決は、両者の関係を示す個別の事実を認定しつつも「法人格において一体であると認めることができない」として真实性を認めず、誤信に相当な理由があったとも言えないとして、真実相当性を否定した。ところがその上で、前述の新基準を示して無罪とした。

しかし検察側が控訴し、2009年、東京高裁は一転して有罪を言い渡した。違法性阻却事由についての認定は一審判決とほぼ同じだが、新基準を完全否定したのである。主な理由として、「反論の可能性があることをもって基準を緩和するのは被害者保護に欠ける」「インターネット上では個人利用者が発信する情報の中にも確実な資料、根拠に基づいた信頼性の高いものも多数存在する」(ともに要約)などを挙げた。

そして冒頭で紹介したように今年3月、最高裁が上告を棄却。橋爪氏の有罪が確定した。

最高裁決定はネット表現を委縮させる

橋爪氏のサイト上には「最低最悪最弱のチキン集団」「インチキFC花月粉碎!」「花月不食運動」といった、揶揄的・攻撃的な表現もみられた。しかし確定した高裁判決は、これ自体が名誉棄損等に該当するわけではないとして、橋爪氏が名誉棄損目的ではなく公共の利益を目的としていたと認定している(同判決を支持した最高裁決定も同様)。また、グロービート社と日本平和神軍の関係を「一体とまでは言えない」とする一方で、両者が深い関係にあることを示す個別の事実については、真実と認定している。

橋爪氏が有罪とされたのは、根拠のない誹謗中傷を行ったからではなく、グロービート社と日本平和神軍との関係を「一体である」とした点が誤信と認定されたからだ。しかもマスコミ並みの調査を行った上での誤信でない限り有罪であるというのが、裁判所の判断である。

こうなると、ネット上で表現する一般市民が犯罪者にされる可能性は、むしろマスコミ以上に高まったと言える。ほかに生業を持つ一般市民がマスコミ並みの調査を行うことなど、経済的にも時間的にも不可能だからだ。

橋爪氏は訴訟以前から、日本平和神軍関係者と思われる人物から脅迫的な言動や自宅への訪問といった恫喝を受けていた。一連の訴訟は、橋爪氏に対する嫌がらせの一環とも評価できる。にもかかわらず犯罪者にさ

れたのは橋爪氏の方だ。結果的に最高裁は、批判的表現への妨害を目的とした刑事告訴を肯定したことになる。

ネットジャーナリズムの暗黒時代

新聞各紙は判決の内容に反して、橋爪氏の行為を一貫して「中傷書き込み」として扱った。一審の無罪判決報道ですら、「中傷を行った人物が無罪になった」かのような扱いだった。

「中傷書き込み無罪」(2008年3月1日・読売新聞)、「ネット中傷に無罪判決『確実な根拠、個人は不要』東京地裁」(同・東京新聞)、「ネット中傷 名誉棄損に新基準」(同・産経新聞)。毎日新聞は同日夕刊で、「でも中傷される方はたまらない。ネット無法地帯と化す?」と、無罪判決を揶揄した。有罪確定の際には、読売・産経・東京3紙が社説で「根拠のない中傷」と解説。産経新聞はネット配信記事において橋爪氏が「むしゃくしゃしてラーメン店を中傷した」かのような解説を行った。「むしゃくしゃして」などという話は、判決のどこにも出てこない。橋爪氏本人に確認したところ、橋爪氏に取材した上で記事を書いた新聞はゼロだ。

ネットで表現活動を行う一般市民は、公共の利益のための表現であっても、マスコミ並みの取材をしなければ小さなミスでも犯罪者にされる。そして大手新聞からは、取材もないままそれこそ「根拠のない誹謗中傷」を浴びせられる。今後、一般市民には、こうなることを覚悟で表現活動を行うか何も書かないか、という選択肢しかない。ネットジャーナリズムはいま、暗黒時代を迎えつつある。

資料6-2-12 「平和神軍事件」年表

2002年	橋爪氏「平和神軍観察会」開設 グロービート社が刑事告訴
2003年	グロービート社が民事提訴 東京地裁が橋爪氏に110万円の賠償命令
2004年	東京地検、橋爪氏を起訴
2005年	民事で東京高裁が橋爪氏に77万円の賠償命令 上告棄却で民事の判決確定 刑事事件の公判開始
2008年	東京地裁が無罪判決
2009年	東京高裁が逆転有罪(罰金30万円)判決
2010年	最高裁が上告棄却、有罪確定



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp